教職員の児童、生徒引率用務による旅行についての旅費の調整に関する要項

（昭和35年9月29日　35教財号外教育長）

最終改正　令和4年6月30日4教職第187号

（目的）

第１　この要項は、福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号。以下「条例」という。）、福島県旅費取扱規則（昭和28年福島県規則第62号。以下「規則」という。）及び福島県旅費条例運用基準（昭和38年７月16日付け38人第207号総務部長通達。以下「運用基準」という。）に定めるもののほか、福島県教育委員会の所管に属する職員及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号）の適用を受ける教職員が、児童、生徒の引率用務のための旅行をする場合に支給する旅費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（旅費の計算）

第２　旅費は、旅行命令書に基づき、現に利用した経路及び方法により計算する。

（鉄道賃）

第３　鉄道賃の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 旅客運賃は、引率する児童、生徒の旅行と同一の路線区間による旅客運賃とする。

ただし、当該旅行において学生団体の取扱いを受けての割引（以下「学割」という。）又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けた児童、生徒の介護者としての割引（以下「介護者割引」という。）が適用される場合は、割引き後の実費額を支給するものとする。

(2) 　急行料金は、引率する児童、生徒の旅行において急行列車を利用する場合に限り、その利用する路線区間についての急行料金とする。

ただし、当該旅行において学割又は介護者割引が適用される場合の急行料金の額は、割引き後の実費額を支給するものとする。

 (3)　座席指定料金は、引率する児童、生徒の旅行において、座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行で座席指定をする必要がある場合に限り、その利用区間の座席指定料金とする。

　（船賃）

第４　 船賃の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

 (1)　 旅客運賃は、引率する児童、生徒が利用する乗船等級と同一の等級の旅客運賃によるものとする。ただし、当該旅行において、学割又は介護者割引が適用される場合は、割引き後の実費額を支給するものとする。

 (2)　座席指定料金は、引率する児童、生徒の旅行において、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行で座席指定をする必要がある場合に限り、その利用区間の座席指定料金とする。

　（航空賃）

第５　航空賃は、航空機の往復利用による往復割引運賃の適用がある場合には、公務上の必要その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該往復割引運賃額を上限として、現に支払った旅客運賃を支給するものとする。

　（陸路旅行等）

第６　陸路旅行の車賃について　貸切旅客乗合自動車を利用する場合（学校規模の関係から貸切旅客乗合自動車を利用するよりも経済的である場合のタクシー利用を含む。）は、条例第9条、第18条、第26条、第26条の2及び第27条の規定にかかわらず、当該交通機関等の発行する証明書類に基づき、その現に要した費用の実費額を支給することができる。

２　同一地域内における鉄道、ロープウェイ又は遊覧船等の利用については、その利用があらかじめ旅行計画に明記されている場合に限り、条例第27条の規定にかかわらず、当該交通機関等の発行する証明書類に基づき当該鉄道賃、車賃又は船賃実費額を支給することができる。

３　乗合旅客自動車その他前項に掲げる交通機関等の車賃について、学割又は介護者割引が適用される場合は、その割引き後の実費額を支給する。

　（日額旅費）

第７　別に定める研修施設に引率する場合は、別に定める日額旅費を支給する。

　（宿泊料）

第８　宿泊料については、当該宿泊に要する実費額を支給する。ただし、次に掲げる場合は、 別に定める宿泊料とする。

 (1) 幕営等により宿泊する場合

 (2) 夕食、朝食のいずれか又は両方において、宿泊施設における提供がなく、あっせん業者等による食事施設の指定もない場合（食事代に限る。）

　（同行者の旅費）

第９　第２から第８までの規定は、医師又は看護師が、特別支援学校等における修学旅行等に同行する場合の旅費について準用する。

　（外国旅行）

第１０ 外国旅行については、運用基準第30条関係の規定によるものとする。

　　ただし、宿泊料については、第８の規定を適用するものとする（減額調整する場合に限る。）。

　（協議事項）

第１１　第１０までに定めるもののほか用務の特殊な事情等により、この要項により難い場合には、旅行命令権者は職員課長に協議（市町村立学校長にあっては、教育事務所長経由）するものとする。

　　　附　則

　この要項は、令和４年４月１日以後に出発する旅行から適用する。